

近代京都における地蔵会の復興

* 村上紀夫

要旨

近畿圏を中心に濃密に分納する民俗行事である地蔵盆への関心が高まってきた。地蔵盆について語るときに必ず触れられるのが明治初年の新政府による地蔵の撤去と行事の執行停止である。一度禁止された行事が、いつどのように復活し、現在のように盛んに行われるようになったかについて、先行研究では明らかにされてこなかった。京都においては、明治一六年（一八八三）に京都府の布達甲七二号にて孟蘭盆会関連行事に対する禁令の「取消」が行われ、これにともなって地蔵盆も復興していた。京都府の布達は新聞によっても周知され、明治一六、七年（一八八三、四）には急速に地蔵盆が復興した。また、京都では伝統への回帰意識が高まっていた時期でもあり、孟蘭盆会の禁止取消の布達が、新政府による近代化政策の撤回と受けとめられた可能性がある。

キーワード：地蔵盆、地蔵会、近代化、新聞

Key words : Jizo-Bon, Jizo-e, modernization, newspaper

はじめに

近畿を中心に営まれている地蔵盆。近世の史料には地蔵会・地蔵祭などと表現されているが、多くは路傍に祀られる「地蔵」と呼ばれる石仏を中心に、孟蘭盆会後の地蔵尊縁日である八月二四日前後（近世は七月）に、町などの地域を単位として祭祀を行う行事である。地蔵盆を京都における盆行事の特色の一つに挙げる研究者もおり、この行事を詳細に明らかにすることは京都の民俗を理解する上でも重要な課題の一つであるといえるだろう。

地蔵が子どもを守護するといわれていることもあり、夏休み終盤の子どもの祭りとして親しまれているが、近年は少子高齢化や地域共同体の変化などにより、その有り様も変わりつつある。こうした現状にあつて、京都市が「京都をつなぐ無形文化遺産」に選定するなど、「地蔵盆」への関心は高まってきている。京都市内における地蔵盆行事の調査報告も伏見区、山科区を始めとして、地域住民や市民団体、行政、

大学などを中心に進められてきた。³⁾

この「地蔵盆」を論じるにあたって、必ず言及されるのが、明治の近代化政策にもなつて「地蔵」の石仏などが撤去され、地蔵会などの執行が禁止されたことである。近代になって撤去されたにもかかわらず、「地蔵」を祀る祠が無数に京都に存在していることは、京都を歩けばすぐにわかることである。また、禁止された筈の「地蔵」を祀る行事も、現在では少子化などにより存続が危ぶまれている地域もあるとはいえ、今なお各地で盛んに行われている。そこで問題になるのが、明治初期の地蔵会停止の実効性と、復興の時期、その経緯である。

地蔵盆について詳細な調査により、包括的な整理をした林英一は、この問題についても史料や聞き書きを駆使して詳細に論じている。⁴⁾明治初年、各地で地蔵会や盂蘭盆会にかかる諸行事を禁止する法令が出されており、京都でも明治四年(一八七二)に地蔵の撤去を命じるとともに、翌五年七月に盂蘭盆会や盆踊り、六斎念仏などを禁止する布達が出されている。⁵⁾林は、近代初頭の地蔵撤去命令により、従来の「地蔵祭」「地蔵会」が断絶し、明治半ば以降になつて「地蔵盆」として復活したとした。つまり、近世と近代の断絶を重視するのであるが、一方で林はその復興の時期について、「明治の初めころには地蔵を祀るようになったとの伝承が多く聞かれ」とし、「文字記録は今のところ見つからない」が「復活は明治半ば頃とみるのが妥当であろう」と論じている。地蔵会・地蔵盆の近世と近代の断絶、連続を評価するうえで、地蔵会が中絶している期間がどの程度で、どのよ

うに復活したかは重要な指標になるであろう。

また、民衆思想史の安丸良夫は、明治政府が近代化政策のなかで盆行事などの民俗を禁圧していったことなどに近代と民俗の対抗を捉え、これを「文化の戦場」と呼んだ。そして、「民俗、とりわけ広義の宗教的なそれをめぐる対応こそが、地域・民衆・伝統文化と国家・エリート・文明の対抗のもっとも具体的な核心だったのではないか」と論じている。⁶⁾こうした指摘をうけとめるならば、問題は地蔵会だけにとどまらない。その停止と復興の過程は、民衆と近代化の「核心」を考えるうえでも重要な事象といえるであろう。

そこで本稿では、京都の具体的な事例を通して、これまで漠然と論じられてきた「地蔵会」(地蔵盆)の復興時期とその過程を明らかにするとともに、地蔵会復興の歴史的意義について見通しを示したい。

一 下京区真町と「鬼門除ケ地蔵尊」

下京区真町は、四条通木屋町周辺の繁華街にあたる。この真町では、少なくとも幕末の時点では「地蔵会」が執行されていた。⁷⁾「地蔵」は、この町の鬼門に当たり、高瀬川沿いの「濱地」と呼ばれる場所に祀られていたようである。「鬼門除ケ地蔵尊」と呼ばれていた。しかし、近代になると「地蔵」は撤去されて近くの寺院、勝田寺に預けられたようである。

この「地蔵」が預け先の勝田寺から町に戻り、「地蔵会」が復活した際の経緯を記した史料がある。やや長文にわたるが次に全文を挙げ

ておく。

【史料1】¹⁰⁾

地蔵会再興之記

一從來当町内濱地岡沢重兵衛角、則当町鬼門除ケ之所ニ堂宇有之、
 例年地蔵会執行致来り候処、明治 年本府（イマ）号布達ニ依リ
 地蔵会其他盆祭り等種々為廢止、依而不得止長寺勝圓寺へ預ケ有
 之候処、今般本府（イマ）号布達ニ依リ前顯布達取消相成候ニ就テ
 ハ町中協議之上、本年ヨリ再興可致様決定相成、則当町濱地益本
 小ふじ納屋ニ於テ廿日ヨリ再会ス、恰好嵯峨清涼寺積尊出開帳有
 之故ニ、廿二日同方丈ニ依頼シ午前（イマ）八時開元ス、廿三日午後（イマ）
 五時例ニ依リ百万遍念仏執行、廿四日無滞地蔵会終ル、向後従前
 之通り濱地ニ堂宇再建スルニ決シ、地蔵会之儀者御千度当家、同
 跡当家合テ八軒ニテ万端諸世話致、供養之儀者入費帳ニ有之、依
 而参考ス可シ

本史料は一紙に記されたものだが、下書きか草稿と見られ、空白に
 なっている部分もある。これだけでは、本文中の「本年」がいつのこ
 とか分からないのだが、少なくとも「地蔵会」がこの時点で再開され、
 折良く近くに來ていた嵯峨釈迦堂の方丈によって開眼供養が行われ、
 かつて行われていたように百万遍念仏も執行されたことがわかる。ま
 た、「従前之通り濱地ニ堂宇再建」することなどが決められるとともに
 に、「地蔵会」の運営は「御千度」と呼ばれる町の行事を担当する「当
 家」とその「跡当家」が取り仕切ることも決定した。こうした永続的

な祭祀施設の建設と運営組織の決定は、「地蔵会」復興が当年限りの
 ものではなく、持続的に行われることを企図していたことを示唆して
 いるだろう。

ここで注目されるのは、「今般本府（イマ）号布達ニ依リ前顯布達取
 取消相成候」の部分である。「地蔵会其他盆祭り等」を停止する布達を
 撤回する布達が京都府から出されたことが契機となり、「地蔵会」が
 復活したことになる。

そこで、「地蔵会」再開の時期が問題になるのだが、この点は「地
 蔵会」にあたって「諸鋸り物新調」のために寄附が集められた際の
 「鬼門除ケ地蔵尊有志簿」などに「明治十六年八月」とあることから、
 明治一六年（一八八三）のことであったことがわかる。この帳簿の冒
 頭には募縁の趣旨が次のように述べられている。

【史料2】

一当町内鬼門除ケ地蔵尊、長寺勝円寺へ預ケ置候処、今般当町江奉
 迎本月廿二日、廿三日地蔵会相勤候ニ付、諸鋸り物新調致度、依
 テ有志御頼申上候也

真町

八月 総代（印）

つまり、勝円寺に預けていた「地蔵」が明治一六年（一八八三）に
 町に戻ってきて、「地蔵会」を動かすことになり、「地蔵」不在の間に
 失われていた莊嚴具などを改めて整えることが必要になったために寄
 付が集められたのであろう。

また、真町の「日記簿」には、明治一六年（一八八三）の部分に次のような町から警察と区に提出された届書の写しが記録されている。

【史料3】

御届書

本月廿二日、廿三日両日、当町高瀬四条上ル益本小ふじ方ニテ地藏会執行仕度候二付、往来之妨害ニ不相成様仕候二付、此段御届仕候也

下京区第拾四組真町

明治十六年八月廿一日 総代 藤田七兵衛

警

警部御中

右同断

八月廿二日 総代 藤田七兵衛

下京区長竹村藤兵衛殿

「地藏会」の執行にあたり、道路使用などの許可を得る必要がある関係で、町から届が出されたのであろう。かかる文書が警察や区といった公的機関に提出されていることから、盆行事の執行を禁ずるような法令が撤回され、「地藏会」などを行うことが許容されたことをうかがわせる。

それでは、本当に明治一六年（一八八三）に「地藏会」の執行を禁じた布達を撤回するような布達が出されていたのだろうか。

二 孟蘭盆会等禁止令の「取消」

真町の「地藏会再興之記」には、問題となる布達の番号はもとより年代すら記されていない。そこで、明治一六年（一八八三）八月以前の『京都府布令集』を見ていくと次のような布達が出されていることに気付く。

【史料4】

甲第七十二号

明治五年七月当庁第百五十七号布達ハ詮議之次第有之、取消之条、

此旨布達候事

明治十六年七月廿三日

京都府知事 北垣国道

ここで「取消」された明治五年（一八七二）七月の第一五七号京都布達とは、「孟蘭盆会ト称シ」て行われる行事や「送り火」「或ハ川施餓鬼・六斎念仏・歌念仏」「六道迷ヲ免ル迪、堂塔一夜ヲ明シ、又ハ千日ノ功德ニ充ルトテ之カ為ニ数里之歩ヲ運フ等」を「自今一切令停止」したものである。直接「地藏会」に言及したものではないが、孟蘭盆会を筆頭に盆前後に行われる諸行事がやり玉に挙げられている。布達の時期が孟蘭盆会を目前にした七月八日（太陽暦への改暦は翌六年）であるということからも、盆行事全般にわたる規制を意図したものである。

ところで、明治初年には近代化を目指す政府によって、加持祈祷や日待月待、道祖神祭、若者組、混浴といった多様な近世以来の風俗や

習慣が規制されていったことはよく知られている¹⁵。先の孟蘭盆会をはじめとした行事の禁令もまた、こうした明治政府による近代化の指向のなかで出されたものである。そして、かかる啓蒙主義に裏付けられた規制は「強権的なものというよりも、はるかに権威づけられた文明や進歩の立場から、人びとに迫る」ものであった¹⁶。にもかかわらず、それが「取消」されるに至ったのは何故であろうか。

この「取消」が如何なる理由でなされたかについては、幸いにして布達にかかる次の起案文書から明らかになる。

【史料5】

五年第五百五十七号達取消達案伺

孟蘭盆会・六齋念仏等差止之義、明治五年第五百五十七号ヲ以達相成居候処、右ハ該宗（教上）之法会ニ付、行政上差障無之上ハ、可差止筋ニモ無之モノト相考へ、且又右達ハ方今裁制之力無之モノニ付、警察官吏ニ於テ差止ハ唯ニ説議解散セシムルノ外致方無之候処、昨年ナトハ已ニ統々執行候ヲ見受候付、当年ハ定テ昨年ニ倍シモノト推察致候間、到底説議モ相届難キト相考候、付テハ空也堂住職ヨリ公然執行之義別昏之通願出候得共、本達御取消不相成以上ハ難聞届旨御指合可相成モノニテ實際執行候モノハ其執行ニ任セ裁制スル一能ハス、願出ルモノハ難聞届旨御指合可相成候テハ彼是矛盾不都合ト相考候、右達中不熟之菓物ヲ喰ヒ腐敗ノ飯食云々等ノ如キハ予テ衛生上ノ布達モ有之義付、本達御取消相成候モ差支ノ義ハ無之ト存候間、右達ハ御取消相成候方可然ト見込候条、達案左ニ相伺候也

但、本案御裁可ノ上ハ空也堂願届相成可然ト存候へ共、別昏指合候■案併セテ相伺候也

まず、冒頭に「孟蘭盆会・六齋念仏等差止」について、「行政上差障無之上ハ」禁止するには及ばないという認識が明確に示されている。さらに実態として、警察官吏が「説議解散セシムルノ外」には「裁制之力」もなく、「昨年ナトハ已ニ統々執行候ヲ見受候」という状態であり、今後増加が予想されるという。

こうした現状にあつて、布達取消を決断させた直接の契機が「空也堂住職ヨリ公然執行之義」が願出られたことであつた。もはや空也堂からの申請を拒む理由もないが、これに対して許可を与えるには「本達御取消不相成以上ハ」府の方針として整合性を担保できない。そこで、まず孟蘭盆会や六齋念仏を禁止する布達を取り消し、「本案御裁可ノ上ハ空也堂願届相成可然」とされたのである。

なお、この明治一六年（一八八三）に出された布達には、盆行事が「統々執行」されているとはあるが、行事の再開がこの時点で既に広く行われていたわけではなかったであろう。「昨年ナトハ」とあることから、目に付くようになったのは、前年の明治一五年（一八八二）か、せいぜい数年前のことであろう。「当年ハ定テ昨年ニ倍シモノト推察」という表現も前年までに再開するところが急増し、その勢いをとめられそうにないという当局の認識を示唆しているだろう。こうした様子を見極めたうえで、京都近郊の六齋念仏集団を統括していた空也堂が、正式な復活を願ひ出たのである。

空也堂は、明治一六年（一八八三）七月二日に六齋念仏執行について、過去の経緯を記した書類を作成しようとした。¹⁸これが京都府に提出されたものと見られ、【史料5】の「立案」日は同日の明治一六年七月一二日である。

その後、六齋念仏の執行が公認された空也堂では、翌年までには指揮下にある六齋念仏集団に対する「定則」を定めている。上鳥羽の六齋念仏講中に伝わる「定則」を見よう。

【史料6】¹⁹

定則

- 一 例年七月三十日迄ニ修業人員届出ル事
 - 一 同八月十日印鑑及人別鑑札下渡ス事
 - 但 鑑札料同上納ノコト
 - 一 新規并再興願モ前同断ノ事
 - 但 願書ハ取締講興印ヲ要ス
 - 一 例年九月十日限印鑑及鑑札返納ノ事
 - 一 他国エ臨時出修行ハ出歩十日以前届差出シ鑑札申請候事
 - 但 鑑札料ハ即日上納ノ事
- 右 本山空也堂
- 明治十七年八月 極楽院執事「印」

南組

六齋講取締中

空也堂は、六齋念仏の講中に対して、事前に届け出させた上で鑑札

を発行し、鑑札料をとっていたことがわかる。さらに、「新規并再興」についても規定しており、明治一七年（一八八四）前後に「再興」を目指す六齋念仏団体が存在していたのみならず、「新規」に始める集団も想定しうる状況にあったということがうかがえる。空也堂配下の六齋念仏集団を書き上げた明治一七年八月の「六齋念仏取納録」が存在したようだが、これは、明治一七年に六齋念仏が再興されていく過程で、空也堂から鑑札をうけた念仏集団の台帳としてまとめられたものだったのではないだろうか。

三 明治一六年申七二号布達の影響

ところで、孟蘭盆会などの停止令を取り消した【史料4】の布達だが、この本文を一見する限り、とても盆行事を解禁しようとは思えない。「明治五年七月当庁第百五十七号布達」を取り消すといわれても、多くの京都府民には内容を理解することはできなかったろう。にもかかわらず、盆行事が復活していったのはなぜか。

これには新聞がひと役買っていったと思われる。明治一六年七月二三日付にかかる【史料4】の布達は、七月二七日の『京都滋賀新報』『京都府録事』の欄に掲載された。その二日後、『京都滋賀新報』『雑報』欄に次のような解説記事が載っている。

【史料7】²¹

○取消布達 前々号の官令欄内に載せたる如く今回北垣京都府知事

ハ詮議の次第ありとて甲第七十二号を以て明治五年七月第百五拾七号の布達を取消されたり今その百五拾七号布達の全文を左に掲ぐ

(布達省略)

右に付てハ本年より定めて孟蘭盆会にハ市在とも一層賑はしき景況ならん

この記事は、布達そのものの文章からは読み取ることの難しい、取消された布達の内容を示したうえで、「本年より」孟蘭盆会が盛んになるだろうと、孟蘭盆会の解禁を示唆している。こうして当初の布達だけでは何を「取消」したかわからなかった人びとも、その本質を理解したであろう。

真町の【史料1】において、この明治五年（一八七二）の布達が「地藏会其他盆祭り等種々為廃止」を命じたものと理解されていたことも想起される。社会的には「地藏会」も含む広い意味で孟蘭盆会に関連した前後の行事全般への禁令と受けとめられていたことを示している。

それ故にこそ「前顕布達取消相成」をうけて、この年の八月には、はやくも六斎念仏や孟蘭盆会の諸行事のみならず、各地で「地藏盆」が復活していったのである。次の史料をご覧いただきたい。

【史料8】²³⁾

○地藏盆 京都の俗に地藏盆と称へ来る廿三三四の三日間を以て各町毎に飾りある地藏を盛んに祭りて少年輩が頻りに騒ぎまはることなるが往に横村前知事の一号令に依つて此祭事等を禁ぜられ地藏ハ

最寄の寺院に送り又ハ各町の路次等に秘めありしが今度甲第七十二号の布達に依りて此禁を解かれしより本年ハ盛んに其祭典を行ハんと頻りに此事に奔走する町々もあれど如何せん当時已に幕其他のものまで売払ひたる向も少なからざれば右等を新調せんため例の戸別に割付るゆゑ下等社会ハ大いに苦情を鳴らす趣きなり

ここでは、明らかに「甲第七十二号の布達」が「地藏盆」の解禁と受けとめられ、各町で地藏会の再興に奔走する様子が活写されている。²³⁾しかも、幕などの行事に使う道具類を手放してしまったため、新調して行事に間に合わせるために松方デフレの渦中にもかかわらず各戸に負担を強いたため、低所得者から不満の声があがっていたこともわかる。本稿で見た真町の【史料2】もまさにこうした行事復活にかかる史料であった。つまり、明治一六年（一八八三）の布達を機に、地藏会の再興を急いだ町は真町だけではなかったということになる。

なお、ここで注意を喚起しておきたいのは、【史料8】において「地藏盆」の称が使われていることである。「地藏盆」という呼称が近世にも使用例があったことについては、林の指摘があるが、やはり近世には「地藏会」「地藏祭」が一般的であり、事実【史料1】【史料2】を見ても真町では「地藏会」という名称が使われていたことがわかる。あるいは、孟蘭盆会などの行事禁止を取り消す「甲第七十二号の布達」に伴って、地藏を祀る行事が再興されていく過程で、孟蘭盆会に関連する行事であるということが意識されて、「地藏会」再興が正当化されるようになったのではないだろうか。そして、このような新聞記事

を通して、盆行事との関連性を含意する「地藏盆」の呼称が普及していったとは考えられないだろうか。²⁵⁾

明治一六年(一八八三)から翌年にかけて、地藏会の復活に加えて、六斎念仏の再興がされるのである。他の京都の盆行事も一気に息を吹き返していったであろう。かつてのように「従来之流弊」と切り捨て、「自今一切令停止」として抑圧する京都府の方針から一転して、このような方向転換がなされたのは何故であろうか。

ひとつは、京都府知事の交代である。明治一四年(一八八一)に横村正直に代わって琵琶湖疏水の建設で知られた北垣国道が知事として赴任した。横村知事の「干渉主義」に対し、北垣の政治姿勢は官僚や民間人を活用する「任他主義」であつたと指摘されている。²⁶⁾ こうした北垣の方針が、空也堂をはじめとした地域社会で高まる盆行事再開の声を京都府が受け入れる下地となつたことは想像に難くない。

もうひとつは行政権についての意識の変化である。【史料5】にも「宗(教上)之法会」である以上、「行政上差障無之上ハ、可差止筋ニモ無之モノ」とあり、実害があるわけでもないから、本来であれば禁止するには及ばないという京都府職員の認識である。こうした認識は府政の場のみならず、民権運動の展開もあつて民間にも次第に広がつていたと見えて、『京都滋賀新報』の「社説」でも「明治五年ノ頃政府職分ノ区域未ダ今日ノ如ク判明セザル時節ニ於テハ強チ咎ムル能ハズトハ云ヘ其論達告示ニ止メズシテ令停止トノ嚴達アリシハ亦關涉ノ過ギタルヨリ致セルガ如シ²⁷⁾」とある。それ故、「政府職分ノ区域上ヨ

リ判別シテ之ガ取消ヲ達セラレシ」ものであらうと述べる。²⁸⁾ つまり、禁止は行き過ぎであつたという認識は府・民間の両方であつた。こうしたなか、京都府としても円滑に府政を進めていくためにも「取消」という決断は避けられなかつたものであらう。

おわりに

京都市下京区真町において、「地藏会」が再開されたのが明治一六年(一八八三)のことであり、そのきっかけは同年七月の京都府による盆行事停止にかかる布達の「取消」であつた。また、その「取消」の背景には空也堂からの念仏行事実施願ひがあつたこと、その申請を受理するにあつて京都府として整合性をとるためには布達の「取消」が必要であつたことが明らかになつた。

本稿で明らかにしえたことは、以上の僅かな事実にはすぎない。京都府以外の府県で同様の方針転換が行われているのか、「地藏会」などが同時期に実際に他の地域で復興しているか、他の盆行事は具体的にどうだつたのかなど、本来であれば検討すべき事柄の多くは今後の課題とせざるを得ない。

しかしながら、こと京都府に限定すれば、明治一六年(一八八三)の京都府による方針転換が社会に与えた影響は大きかつたという可能性を指摘しておきたい。明治初年に権力が、盆行事とそれに伴う盆踊りや六斎念仏など、新年と並ぶ重要な年中行事を禁圧したことが与え

た社会的な衝撃は小さなものではなかった筈である。もちろん、明治一六年甲七二号布達の起案文書にも「昨年ナトハ已ニ続々執行候ヲ見受候」とあり、実態としては明治一六年（一八八三）以前にも次第に盆行事が再開されはじめられていた。しかし、黙認と公認は質の異なる問題である。この方針が公式に京都府知事北垣国道の名前で布達によって取り消されたという事実は、府民の意識にも大きな影響を与えたと思われる。

例えば、『京都滋賀新報』の「社説」では、「甲第七十二号ノ布達ハ実ニ其当ヲ得タルモノナリト信ズレドモ」としつつも、次のような影響への懸念を述べている。

又其自由ヲ喜ブノ余リ遂ニ官庁ニ於テハ前ニ禁止セシノ非ヲ悟リ之ヲ取消サレタルナリトノ妄感ヲ起シ官庁ヨリ妄誕無稽ノ事ニ信憑ヲ付スルガ如キ傾向ヲ生ジ為メニ禁止ノ前ヨリモ一層盛ナラシムルモノナリ（下略）²⁹

ここでは、近代のメディアらしく啓蒙的視点から、朝令暮改の印象を行政があたえることや、盂蘭盆会復活にあたって「悪弊」が再び行われるようになることなどが問題視されているのだが、むしろ本稿の関心からいえば、布達のとらえられ方に注意したい。「社説」では、官庁が「禁止セシノ非ヲ悟リ」「妄誕無稽ノ事ニ信憑ヲ付スル」ように受けとめられないかと論じている。こうした懸念が語られた裏には、多くの府民が「取消」の布達を、盆行事にとどまらず、従来の民俗行事に「信憑ヲ付」すと捉え、近代化に関する諸政策を取り消す方向転

換であると受け止めつつあった現状があったのではないだろうか。

この布達もたらした波紋は予想以上に広がっている可能性がある。例えば、明治六年（一八七三）に神体が私祭の仏像と見なされて相国寺塔頭への移転を余儀なくされた首途八幡宮（現・京都市上京区）が、明治一七年（一八八四）に「威徳堂」と称する仏堂として再興され、再び神社となっている。その過程を詳細に明らかにした村山弘太郎は、「首途八幡宮以外にも明治一七年に再興や復興を遂げる小社が数社確認できる」と指摘し、「明治一七年」の意義に注目している。³⁰村山は他の事例も明らかにした上での検討課題とする慎重な姿勢をとっているが、恐らくこうした復興も本稿で見えてきたような明治一六年（一八八三）の布達を方向転換と見た人びとのいち早い反応といえるのではないだろうか。同様の事例は今後、さらに注意していけば見つかるものと思われる。³¹

折しも、明治一四年（一八八一）に岩倉具視が旧慣保存を訴え、衰退した京都御所の保全を主張し、保勝会の活動も始まっていく。賀茂祭・石清水祭の旧儀再興を岩倉が訴え、再興されるのが明治一七年（一八八四）のこと、フェノロサが岡倉天心と京都・奈良の寺院が所蔵する美術品の調査をした臨時全国宝物調査が行われたのもこの年のことだ。³²

このように、京都が「伝統」への回帰を指向し始める時期に出された明治一六年（一八八三）の盆行事禁止取消の布達は、地域社会が身近な「伝統」を意識的に再興しはじめるきっかけとなったのではない

だろうか。

このように見たとき、明治一六年（一八八三）の盆行事禁止を取り消す布達が出されたことは、近代における京都の民俗や社会意識にとっても大きな事件だったと思われる。

注

- (1) 山路興造「京都の盆行事」(山路興造『京都芸能と民俗の文化史』思文閣出版、二〇〇九年)
- (2) 二〇一四年一月選定。「京都をつなぐ無形文化遺産」は、定義や保存団体などが必ずしも明確でなく、現行の文化財関連法では文化財としての指定が難しいものを対象とした京都市独自の制度。
- (3) 伏見のまちづくりをかんがえる研究会・子どもの生活空間研究グループ編『子育ての町・伏見―酒蔵と地蔵盆』(都市文化社、一九八七年)、大谷栄一編『京都の盆行事をフィールドワークする 佛敎大学社会学部現代社会学科大谷ゼミ調査報告書 一〜三』(佛敎大学社会学部現代社会学科大谷研究室、二〇一〜二〇一三年)、京都の「地蔵」信仰と地蔵盆を活かした地域活性化事業実行委員会編『京都の「地蔵」信仰と地蔵盆を活かした地域活性化事業報告書 平成二五年度・平成二六年度』(京都の「地蔵」信仰と地蔵盆を活かした地域活性化事業実行委員会発行、二〇一四年、二〇一五年)、ふるさとの良さを活かしたまちづくりを進める会編『京山科のお地蔵さん―山科の地蔵・地蔵盆調査報告書』(ふるさとの良さを活かしたまちづくりを進める会発行、二〇一五年)
- (4) 林英一「地蔵盆―受容と展開の様式」(初芝文庫、一九九七年)
- (5) 林英一「明治政府の近代化政策と地蔵盆」(『日本民俗学』二五五号、二〇〇八年)
- (6) 『京都町触集成』第一三卷一四八六号
- (7) 以下の論旨にも深く関わる史料のため、『明治五年 京都府布令書二明治五年自五月至十一月』(近代デジタルライブラリーにて閲覧)により、該当布達の全文を挙げる。
- 第七百五十七号
- 従来之流弊七月十五日前後を以て孟蘭盆会と称し、精霊迎霊祭杯連、未だ熟せざる菓穀を采て仏二供し腐敗し易き飲食を作而人二施し、或は送り火と号して無用之火を流し、或ハ川施餓鬼・六斎念仏・歌念仏など無謂事共を執行し、或は六道之迷を免る迎、堂塔二一夜を明し、又は千日之功徳二充るとて之か為に数里之歩を運ふ等畢竟悉く無稽之謬説付会之妄誕にして、且追々文明ニ進歩する児童之惑をも生し候事
- 二付、自今一切令停止候事
- 右之通管内無洩相達るもの也
- 壬申七月八日
- 京都府
- なお、しばしば「地蔵」の撤去を廃仏毀釈との関係で語られることがあるが、実際に「地蔵」撤去の布達が出されるのは維新政権成立直後ではなく、激しい廃仏毀釈が沈静化している明治四〇五年（一八七二）である。安丸良夫がいうように開化主義によるものとみるべきであろう(安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」『安丸良夫集 第三卷 宗教とコスモロジー』岩波書店、二〇一三年)。
- (8) 安丸良夫「文化の戦場としての民俗」(『安丸良夫集 第六卷 方法としての思想史』岩波書店、二〇一三年)
- (9) 京都府立総合資料館蔵の真町文書(甲)に万延元年(『真町文書・甲』449)、文久元年(同452)の入用帳、慶応元年(同451)の供物帳がある。以下、真町文書については、所蔵を略し、所蔵機関が付し

- た文書番号のみ記す。
- (10) 真町文書(甲) 1396(2)
- (11) ここでいう「御千度」とは、町内一同が集団で氏神に参詣する行事のこと。京都の「御千度」については、野地秀俊「京都『御千度』考」(『京都市政史編さん通信』第二六号、二〇〇六年七月)を参照。
- (12) 真町文書(甲) 1396(1)
- (13) 真町文書(甲) 250
- (14) 『明治十六年 京都府布令書(布達) 明治十六年自六月至十二月』(近代デジタルライブラリーにて閲覧)
- (15) 『府県史料』(『日本庶民生活史料集成』第二二巻、三一書房、一九七九年)には、多数の府県による風俗習慣を規制する布達が掲載されている。なお、こうした規制については、安丸良夫「民俗の変容と葛藤」(『安丸良夫集 第四巻 近代化日本の深層』岩波書店、二〇一三年)がある。
- (16) 前掲、安丸良夫「近代転換期における宗教と国家」。実際、明治五年(一八七二)の布達では、孟蘭盆会などを「無稽ノ謬説」などと切り捨て、「文明ニ進歩スル兒童ノ惑ヲモ生シ」と進歩主義の立場から批判している。
- (17) 「甲号達書」京都府庁文書 明治16・9(京都府立総合資料館蔵)
- (18) 「空也堂雜件綴」(芸能史研究会編『京都の六斎念仏』京都市文化観光資源保護財団発行、一九八二年)
- (19) 「上鳥羽橋上鉦講中共有文書」。なお前掲『京都の六斎念仏』にも同文書の翻刻があるが、第三条を欠く不正確なもので、ここでは京都市歴史資料館架蔵写真帳によった。
- (20) 田中緑紅『緑紅叢書 第三年第二輯第二六輯 六斎念仏と六斎踊』(京を語る会、一九五九年)。芸能史研究会編『京都の六斎念仏』(京都市文化観光資源保護財団発行、一九八二年)にも所収されているが、空也堂の原本が不明だったため田中緑紅の書物から転載したものであるとされている。なお、芸能史研究会編『京都の六斎念仏』では、出典の書名を「田中緑紅著『六斎念仏』」としているが、これは誤りである。
- (21) 『京都滋賀新報』明治二六年七月二十九日。なお振り仮名は省略した。
- (22) 『京都滋賀新報』明治二六年八月一九日
- (23) なお、地蔵撤去が命じられたことにより、「地蔵ハ最寄の寺院に送り又ハ各町の路次等に秘めありしが」とあることにも注意したい。現在、京都の町でしばしば見かける路地奥に安置された地蔵堂は、明治初年以降のものということがある。
- (24) 前掲林英一「明治政府の近代化政策と地蔵盆」
- (25) 橋本章は、「ここからは推測になるのだが」と断ったうえで、「地蔵祭」という呼称を「地蔵盆」と改めて「土俗的な側面を極力廃した行事内容」として盆行事の一部に組み込むことで、行事は断絶することなく命脈を保つことが出来たのではないかと(『近江の年中行事と民俗』サンライズ出版、二〇一二年)。橋本がフィールドとする滋賀県については見解をもたないが、こと京都に関する限り逆ではないだろうか。明治五年(一八七二)に禁止された地蔵会は、明治一六年(一八八三)の「孟蘭盆会」の禁止取消にともない、盆行事の一環として復活を遂げる。この過程で「地蔵盆」が使われるようになったのではないだろうか。
- (26) 秋元せき「北垣国道と『任他主義』(laissez-faire)について」(『京都市歴史資料館紀要』第一三号、一九九六年)、加藤博史「京都府知事横村・北垣の一断面」(『京都市歴史資料館紀要』第五・六号、一九八九年)
- (27) 『京都滋賀新報』明治二六年八月四日「社説」
- (28) 同右
- (29) 同右
- (30) 村山弘太郎「首途八幡宮にみる神仏分離と再興」(『京都市民俗』第二八号、

二〇一二年

(31) 大森恵子は相楽郡に明治一七年の盆踊り歌の記録があると報告している
(大森恵子『念仏芸能と御霊信仰』名著出版、一九九二年)。あるいは、
こうした資料も盆踊り復活にあたって整理されたものかもしれない。

(32) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究』(校倉書房、一九九七年)

〔付記〕本稿は、二〇一六年六月一日に行われた日本宗教学民俗学会
の二〇一六年度大会にて行った口頭報告をもとにしている。席上、
多くの方から様々なご教示をいただいた。記して感謝申し上げます。